

新BIS規制(バーゼルII)について

新BIS規制(バーゼルII)とは、2004年6月にバーゼル銀行監督委員会から最終案が公表された金融機関の新しい自己資本比率規制のことです。バーゼルIIは近年の金融機関のリスク管理実務の進展や金融技術の高度化を踏まえ、金融機関の直面するリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関のリスク管理能力向上を促すことを目指しています。

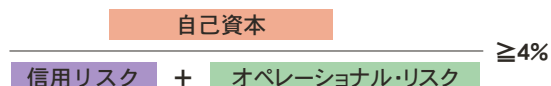
バーゼルIIの3つの柱

- ①最低所要自己資本比率
- ②金融機関の自己管理と監督上の検証
- ③市場規律

「第一の柱(最低所要自己資本比率)」

第一の柱では最低所要自己資本比率を定めており、自己資本比率を算定するにあたり、分母となるリスクの計測を精緻化するという点が最も大きな特徴です。具体的には信用リスク(貸倒れリスク)の計測の精緻化に加え、オペレーショナル・リスク(事務事故や不正行為により金融機関が被るリスク)の計測が新たに自己資本比率の算定に導入されました。

最低所要自己資本比率(国内基準)



「第二の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)」

バーゼルIIにおいては、銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第一の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実の取り組みを期待すること、また当局は、各金融機関が自発的に創意工夫をしたリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずること等が求められています。

「第三の柱(市場規律)」

バーゼルIIにおいては、開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法についての情報開示が求められています。

【用語解説】

○国際決済銀行(BIS: Bank for International Settlements)
国際決済銀行(BIS)は、各国の中央銀行が出資する国際機関で、スイスのバーゼルに本部があり、G10諸国(日米欧主要11ヶ国)の中央銀行総裁会議や年次総会を定期的に開催しています。

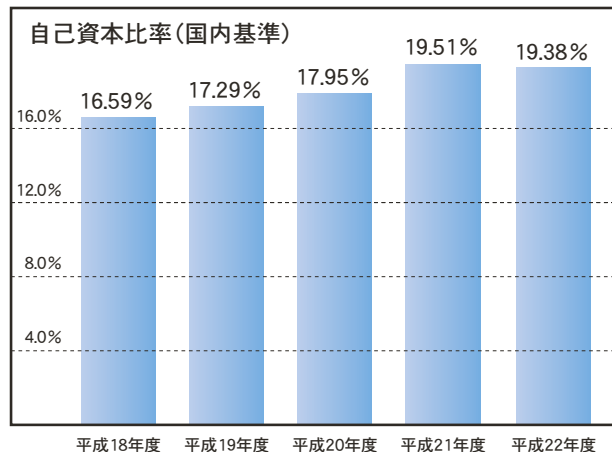
○バーゼル銀行監督委員会

(Basle Committee on Banking Supervision)

バーゼル銀行監督委員会は、G10諸国の中央銀行総裁会議によって、1975(昭和50年)年に設立されました。通称、バーゼル委員会と呼ばれています。バーゼル銀行監督委員会は、日本、米国、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ベルギー、オランダ、スウェーデン、ルクセンブルク、スペインの銀行監督当局と中央銀行の上席代表により組織されています。

○BIS規制

BIS規制とは、銀行、信用金庫等に対し一定水準の自己資本比率の維持を求める国際的統一基準のことです。バーゼル銀行監督委員会により1988(昭和63年)年7月に公表され、1992(平成4年)年12月末(日本は1993年3月末)から適用が開始されました。



当金庫の自己資本の充実の状況等について

～定性的な開示事項～

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目(Tier 1)と補完的項目(Tier 2)で構成されています。自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、基本的項目では地域からのお客さまからお預かりしている出資金が該当します。

※Tier 1とは自己資本の基本的項目で、出資金、法定準備金、剰余金等の狭義の自己資本のことです。

※Tier 2とは自己資本の補完的項目で、一般貸倒引当金、劣後ローン等の負債性資本調達等のことです。

2. 自己資本充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、国内基準の4%を大きく上回っており経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる営業推進施策の収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産価値が減少又は消失し、損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信取引に係る信用リスクの定義や方針等を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定を実施し、債務者区分別や業種別・与信集中によるリスクの抑制のため大口先の与信管理など様々な角度から分析を行っております。一連の信用リスク管理の状況については、融資審査部で検討を行うとともに、常勤理事会においても協議検討を行い、経営陣に対する報告・協議する態勢を整備しております。貸倒引当金は、「資産査定規程」及び「貸出金の償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先につきましては、債務者区分ごとの債権額等にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率等に乗じて算出しております。また個別貸倒引当金にあたる破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先につきましては、優良担保等を除いた未保全額のうち必要額等又は全額を計上しております。計算された結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下の通りでございます。

- ・法人向けエクスポージャー (株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ(S&P)
- ・金融機関向けエクスポージャー カントリー・リスク・スコアによります。

※エクスポージャーとはリスクにさらされている資産を指し、貸出金等の与信資産や有価証券等の投資資産などが該当します。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じています。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っています。また判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅡにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には預金積金があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」により、適切な事務の取扱い及び適正な評価を行っております。一方、当金庫が扱う主要な保証には、岡山県信用保証協会があります。また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」や各種約定書等により、適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の基本方針及び手続きの概要

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用しております。また、これらリスクに関しましては、統合的リスク管理委員会やリスク管理委員会等の各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣に報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政府投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。そのうち、上場株式、株式関連投資信託等にかかるリスク認識については、時価評価及び予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況についてはALM委員会等に定期的に諮り、投資継続の是非等を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。また、リスクの状況についても、定期的なモニタリングを実施するとともに、ALM委員会等に定期的に報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。当該取引にかかる会計処理については、当金庫の定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、期間収益シミュレーションによる収益への影響度等を、定期的に計測を行い、ALM委員会では協議検討をするとともに、常勤理事会等の経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算出手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定期に基づいて算定しております。

- ・計測手法 マチュリティ・ラダー方式(金利更改ラダー方式)
資産・負債を、固定金利のものは残存期間、変動金利のものは金利更改期までの期間に応じて、それぞれの元本額を振分ける方式。
- ・コア預金
対象：流動性預金(当座、普通、貯蓄預金等)残高の50%相当額、満期：5年以内(平均2.5年)
- ・金利感応資産・負債
預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- ・金利ショック幅
保有期間1年、観測期間5年分の金利変動データの1パーセント値と99パーセント値
- ・リスク計測頻度
四半期(前月末基準)

※ラダー方式とは、金融商品の金額、利率、金利0.01%(1ベースポイント、bp)上昇時の現在価値変動額(1bpv)を金利更改期日より定められた残存期間ごとに集計し、現在価値変動額に金利ショック幅を乗ずることにより経済価値の変動額を算出する方式です。

※金利ショックとは、金利の変化のことで、金利2%(200bp)平行移動による200bpvや観測した金利変動データを大きい順に並べて上から99パーセント目の値を用いる99パーセント値等があります。

当金庫の自己資本の充実の状況等について～定量的な開示事項～

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	平成21年度	平成22年度
(自己資本)		
出資金	330	330
うち非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	330	330
特別積立金	6,450	6,800
次期繰越金	78	54
その他	—	—
処分未済持分	△	△
自己優先出資	△	△
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損	△	△
営業権相当額	△	△
のれん相当額	△	△
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△	△
基本的項目(A)	7,188	7,514
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	—	—
一般貸倒引当金	74	26
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額	△	△
補完的項目(B)	74	26
自己資本総額[(A)+(B)](C)	7,263	7,541
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	1,121	1,121
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	780	780
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
控除項目不算入額	△1,121	△1,121
控除項目計(D)	—	—
自己資本額[(C)-(D)](E)	7,263	7,541
(リスク・アセット等)		
資産(オン・バランス項目)	33,850	35,601
オフ・バランス取引項目	422	348
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,952	2,951
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等計(F)	37,225	38,901
単体Tier1比率(A/F)	19.31%	19.31%
単体自己資本比率(E/F)	19.51%	19.38%

(注)「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成21年度		平成22年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額 ^{※1}	リスク・アセット	所要自己資本額 ^{※1}
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	34,273	1,370	35,949	1,437
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー ^{※2}	34,273	1,370	35,949	1,437
現金	—	—	—	—
ソブリン向け ^{※3}	35	1	29	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	11,370	454	12,947	517
法人等向け	12,253	490	12,317	492
中小企業向け及び個人向け	4,666	186	4,653	186
抵当権付住宅ローン	1,843	73	1,771	70
不動産取得等事業向け	1,878	75	2,047	81
三月以上延滞等 ^{※4}	201	8	246	9
取立未済手形	1	0	2	0
信用保証協会等の保証付	370	14	301	12
株式会社産業再生機構による保証付	—	—	—	—
出資等	509	20	495	19
上記以外	1,142	45	1,137	45
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク ^{※5}	2,952	118	2,951	118
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ) ^{※6}	37,225	1,489	38,901	1,556

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、我が国の中央政府及び中央銀行、外国の中央政府及び中央銀行、国際決済銀行、我が国の地方公共団体、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、地方三公社のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 当金庫は基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位: 百万円)

地域区分 業種区分 期間区分※4	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
				貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・バ ランス取引※1		債 券		デリバティブ 取引		三月以上延滞 エクスポージャー※2	
		21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度
国	内	102,516	111,067	43,228	45,021	20,480	20,754	-	-	143	174
国	外	610	609	-	-	610	609	-	-	-	-
地 域 別 合 計		103,126	111,676	43,228	45,021	21,091	21,363	-	-	143	174
製 造 業		2,355	3,161	1,553	1,360	801	1,801	-	-	-	-
農 業、林 業		25	22	25	22	-	-	-	-	-	-
漁 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		58	53	58	53	-	-	-	-	-	-
建 設 業		4,026	3,603	3,987	3,517	-	-	-	-	38	85
電気・ガス・熱供給・水道業		427	420	24	18	402	402	-	-	-	-
情 報 通 信 業		407	364	407	364	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業		1,403	1,289	700	686	703	603	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業		4,208	4,047	3,414	3,150	793	897	-	-	-	-
金 融 業、保 険 業		48,304	55,979	971	1,965	11,362	11,342	-	-	-	-
不 動 産 業		3,112	2,835	3,112	2,835	-	-	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業		-	31	-	31	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業		-	29	-	29	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業		26	23	26	23	-	-	-	-	-	-
飲 食 業		476	439	476	439	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業		-	845	-	845	-	-	-	-	-	-
教 育、学 習 支 援 業		6	5	6	5	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉		1,574	2,547	1,574	2,547	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス		3,387	1,648	3,329	1,628	-	-	-	-	57	19
国・地方公共団体等		19,317	20,526	12,053	14,211	7,028	6,315	-	-	-	-
個 人		11,551	11,358	11,504	11,289	-	-	-	-	47	68
そ の 他※3		2,455	2,445	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計		103,126	111,676	43,228	45,021	21,091	21,363	-	-	143	174
1 年 以 下		24,610	24,097	8,267	9,114	2,529	3,323	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下		28,488	37,073	2,068	2,035	5,919	7,037	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下		12,882	10,929	5,140	5,702	7,692	5,077	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下		4,854	7,260	3,952	4,682	902	2,577	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下		7,622	8,212	5,044	4,515	2,578	3,147	-	-	-	-
10 年 超		18,768	17,757	17,300	17,557	1,468	200	-	-	-	-
期間の定めのないもの		5,898	6,346	1,589	1,578	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計		103,126	111,676	43,363	45,185	21,091	21,363	-	-	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことで、

3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、仮払金等のその他の資産、固定資産等が含まれます。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

		期首残高	当 期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成21年度	70	70	-	*70	70
	平成22年度	70	23	-	*70	23
個別貸倒引当金	平成21年度	419	476	4	*414	476
	平成22年度	476	413	-	*476	413
合 計	平成21年度	489	547	4	*484	547
	平成22年度	547	437	-	*547	437

* 洗替えによる取崩額

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金*										貸出金償却*		
	期首残高*		当期増加額*		当期減少額*				期末残高				
					目的使用		その他						
	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度	
製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	60	70	70	83	-	-	60	70	70	83	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	96	100	100	32	-	-	96	100	100	32	-	-	-
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	133	148	148	145	-	-	133	148	148	145	-	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	26	43	43	43	-	-	26	43	43	43	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	3	20	20	21	-	-	3	20	20	21	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	98	92	92	88	4	-	94	92	92	88	-	-	-
合 計	419	476	476	413	4	-	414	476	476	413	-	-	-

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%) ^{※1}	エクスポージャーの額 ^{※2}			
	平成21年度		平成22年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	20,253	-	19,841
10%	-	4,959	-	6,227
20%	1,206	45,170	1,307	51,648
35%	-	5,267	-	5,062
50%	2,004	28	2,707	46
75%	-	6,957	-	6,930
100%	1,106	16,027	3,513	14,216
150%	-	143	-	174
350%	-	-	-	-
自己資本控除	-	-	-	-
合 計		103,126		111,676

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,583	1,431	7,391	6,986	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成21年度		平成22年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式	350	350	283	283
非上場株式等	353	353	353	353
合 計	704	704	636	636

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 金銭の信託、投資信託の裏付資産のうち出資等に該当するものは、上場株式等を含めています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
売 却 益	1	—
売 却 損	—	—
償 却	0	0

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
評 価 損 益	193	136

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額 ^{※1}	754	1,003

(注) 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを保有期間1年、観測期間に5年で計測される99パーセンタイル値を使用し銀行勘定の金利リスク量を算出しています。

- 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等流動性預金の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しています。
- 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

銀行勘定の金利リスク = (1,003百万円) = 運用勘定の金利リスク量 (1,943百万円) + 調達勘定の金利リスク量 (△940百万円)